

名張市議会「議会まちカフェ」実施要領

1. (趣旨)

名張市議会基本条例第5条の規定に基づき、議会活動の情報を積極的に伝え、透明性を高めるとともに、市民の意見を政策提案や政策提言に反映させるため、申込に応じて議員が市民のもとに出向き意見交換等を行う「議会まちカフェ」を実施する。

2. (実施方法)

「議会まちカフェ」は次のとおり実施する。

(1) 対象者

市内在住、在勤、在学の概ね5人以上の参加が見込める団体やグループ

(2) 日時

申込者の希望に可能な限り沿う形で実施

(3) 会場

申込者が会場を用意（会場の用意が困難な場合は議長（議会事務局）と協議の上、会場を決定する）

(4) テーマ

申込者の希望するテーマで実施

(5) 出席議員

テーマに応じて、所管する委員会等を議長が決定する

3. (申込方法)

議会まちカフェ申込書に必要事項を記入し、実施希望日の概ね1ヶ月前までに議長（議会事務局）へ提出する。